

四日市市保育所入所に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第40号

四日市市保育所入所に関する規則の一部を改正する規則

四日市市保育所入所に関する規則（平成26年四日市市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

四日市市福祉事務所長

入所承諾書

申し込みのありました への入所について次のとおり承諾いたします。

入所する児童の氏名 ・認定者番号 及び生年月日	
入所する事業所の 名称及び所在地	
保育の実施期間	年 月 日から 年 月 日
保育料の月額	
備 考	<p>この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。</p> <p>この決定の取り消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>

第4号様式（第7条関係）

保育内容変更通知書

年 月 日

四日市市福祉事務所長

次の児童について保育の実施内容を変更しましたので通知します。

児童の氏名及び 生 年 月 日						
保育所の名称及び 所 在 地						
保育の実施期間	年 月 日から			年 月 日		
保育料及び階層 の 月 額	4月		5月		6月	
	7月		8月		9月	
	10月		11月		12月	
	1月		2月		3月	

備 考

- 1 保育所入所申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出て下さい。
- 2 保育の実施期間中であっても保育所に入所できる基準に該当しなくなった場合には、保育の実施を解除いたします。
- 3 この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取り消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第7号様式から第10号様式までを次のように改める。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

延長保育実施不承諾通知書

様

四日市市福祉事務所長

申し込みのありました延長保育の実施については、次の理由により実施できませんので通知します。

記

児 童 名		生年月日	
保育所名			
理 由			

この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取り消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

延長保育実施解除通知書

様

四日市市福祉事務所長

次の児童についての延長保育の実施を解除することにしましたので、通知します。

記

児童名	生年月日
保育所名	
解除理由	

この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取り消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第9号様式（第11条関係）

年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

入所不承諾通知書

申し込みのありました の入所については、次の理由により入所できませんので通知いたします。

児童氏名
認定者番号

（理由）

この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取り消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第10号様式（第12条関係）

保育所入所解除通知書

年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所

次の児童についての保育の実施を解除しましたので通知いたします。

児童の氏名及び 生 年 月 日	生
保育所の名称及び 所 在 地	
保育の実施解除 の 年 月 日	
保育の実施解除 の 理 由	
<p>備考</p> <p>この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。</p> <p>この決定の取り消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)